

第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用 ～豊かな自然共生社会の実現に向けて

第2章では、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組について記述します。はじめに、平成24年8月及び25年2月に公表した第4次レッドリストの内容を中心に野生生物の現状についてふれ、続いて、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略の5つの基本戦略に沿って、それぞれに関連する取組を報告します。また、東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組について記述します。

第1節 失われゆく野生生物

地球上には500万～3,000万種とも言われるほどの多くの生物が存在します。そしてそれらは生態系という一つの環のなかで深くかかわり合い、つながりあって生きており、二酸化炭素の吸収、気温湿度の調整、土壌の形成などさまざまな働きを通して、人間にとって欠くことのできない生存基盤を提供しています。しかし現在では、その多くが人間の活動によって生存を脅かされており、かつて無いスピードで多くの生きものが絶滅しつつあります。

1 世界の野生生物の現状

世界で確認されている生物の種の総数は約175万種であり、まだ知られていない生物も含めた地球上の総種数を500万～3,000万種とすれば、6～35%しか確認されておらず、世界の野生生物は依然として未知の部分が多いと言えるでしょう。

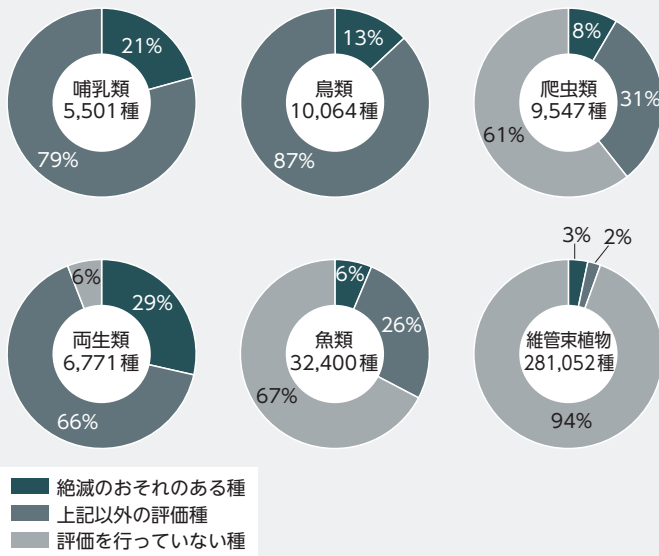
世界の野生生物の絶滅のおそれの現状を把握するため、IUCN（国際自然保護連合）ではレッドリストを作成しています。レッドリストとは、個々の種の絶滅の危険度を評価して、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）を選定し、リストにまとめたものです。平成24年2月に公表されたIUCNのレッドリストでは、既知の約175万種のうち、65,518種について評価されており、その割合は約4%と少ないですが、そのうちの約3割が絶滅危惧種として選定されています。哺乳類、鳥類、両生類については、既知の種のほぼ全てが評価されており、哺乳類の2割、鳥類の1割、両生類の3割が絶滅危惧種に選定されています。また絶滅したと判断された種は、795種（動物705種、植物90種）となっています（図2-1-1）。国連で平成13～17年に実施されたミレニアム生態系評価では化石から当時の絶滅のスピードを計算しており、100年間で100万種あたり10～100種が絶滅していたとしています。過去100年間で記録のある哺乳類、鳥類、両生類で絶滅したと評価されたのは2万種中100種であり、これを100万種あたりの絶滅種数とすると5,000種となるため、過去と比較して絶滅のスピードが増していることが分かります。

2 日本の野生生物の現状

日本で確認されている生物の種の総数は約9万種であり、まだ知られていない生物も含めると30万種を越えると推定されており、約3,800万haという狭い国土面積（陸域）に多様な生物が生息しています。また、陸生哺乳類、維管束植物の約4割、爬虫類の約6割、両生類の約8割が日本だけに生息する生物（日本固有種）であり、その割合が高いことも特徴です。

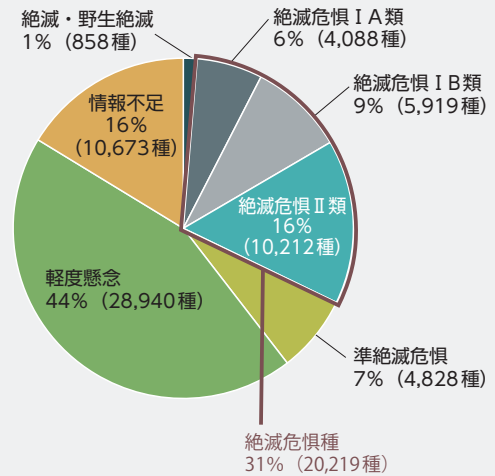
図2-1-1 世界自然保護連合（IUCN）による絶滅危惧種の評価状況

■主な分類群の絶滅危惧種の割合



資料：IUCNレッドリスト 2012.2

■評価した種の各カテゴリーの割合
評価総種数：65,518種



3 第4次レッドリスト

環境省では日本の野生生物の現状を把握するため、平成3年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を発行して以降、定期的にレッドリストの見直しを実施してきました。

平成24年8月及び25年2月に第4次レッドリストを公表しました。絶滅のおそれのある種として第4次レッドリストに掲載された種数は、10分類群合計で3,597種であり、平成18～19年度に公表した第3次レッドリストから442種増加しました(表2-1-1)。

今回の見直しから干潟の貝類を初めて評価の対象に加えたという事実はありますが、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

今回、新たに絶滅と判断された種が、哺乳類で3種、鳥類で1種、昆虫類で1種、貝類で1種、植物I（維管束植物）で2種ありました。（絶滅種一覧表参照）一方で、これまで絶滅したと思われていた種が再発見される等により、絶滅ではなくなった種が、魚類で1種（クニマス）、貝類で4種（ヒラセヤマキサゴ、ハゲヨシワラヤマキサゴ、キバオカチグサ、ナカタエンザガイ）、植物I（維管束植物）で3種（シビイタチシダ、ハイミミガタシダ、タイヨウシダ）、植物II（維管束植物以外）で4種（ヒカリゼニゴケ、チュウゼンジフラスコモ、コバノシロツノゴケ、ヒュウガハンチクキン）ありました(表2-1-2)。なおレッドリスト関連資料は環境省ホームページからダウンロード可能です。

表2-1-1 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種数

(平成25年4月1日現在)

分類群	評価対象種数 (a)	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅のおそれのある種 (b)			準絶滅 危惧 NT	情報不足 DD	掲載種 数合計	絶滅のおそれ ある種の割合 (b/a)
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧 Ⅱ類 VU				
				ⅠA類 CR	ⅠB類 EN					
動物	哺乳類	160 (180)	7 (4)	0 (0)	34 (42)		17 (18)	5 (9)	63 (73)	21%
					24 (35)	10 (7)				
					12 (15)		12 (20)			
	鳥類	約700 (約700)	14 (13)	1 (1)	97 (92)		21 (18)	17 (17)	150 (141)	14%
					54 (53)	43 (39)				
					23 (21)		31 (32)			
	爬虫類	98 (98)	0 (0)	0 (0)	36 (31)		17 (17)	3 (5)	56 (53)	37%
					13 (13)	23 (18)				
					4 (3)		9 (10)			
両生類	66 (62)	0 (0)	0 (0)	22 (21)		20 (14)	1 (1)	43 (36)	33%	
				11 (10)	11 (11)					
				1 (1)		10 (9)				
汽水・淡水魚類	約400 (約400)	3 (4)	1 (0)	167 (144)		34 (26)	33 (39)	238 (213)	42%	
				123 (109)	44 (35)					
				69 (61)		54 (48)				
昆虫類	約32,000 (約30,000)	4 (3)	0 (0)	358 (239)		353 (200)	153 (122)	868 (564)	1%	
				171 (110)	187 (129)					
				65		106				
貝類	約3,200 (約1,100)	19 (22)	0 (0)	563 (377)		451 (275)	93 (73)	1126 (747)	16%	
				244(163)	319 (214)					
その他無脊椎動物	約5,300 (約4,200)	0 (0)	1 (1)	61(56)		42 (40)	42 (39)	146 (136)	1%	
				20 (17)	41 (39)					
動物小計		47 (46)	3 (2)	1338 (1002)		955 (608)	347 (305)	2690 (1963)	—	
				660 (510)	678 (492)					
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	32 (33)	10 (8)	1779 (1690)		297 (255)	37 (32)	2155 (2018)	25%
					1038 (1014)	741 (676)				
					519 (523)		519 (491)			
維管束植物以外	約9,400 ^注 (約25,300)	34 (41)	2 (2)	480 (463)		125 (118)	157 (172)	798 (796)	5%	
				313 (287)	167 (176)					
植物小計		66 (74)	12 (10)	2259 (2153)		422 (373)	194 (204)	2953 (2814)	—	
				1351 (1301)	908 (852)					
10分類群合計		113 (120)	15 (12)	3597 (3155)		1377 (981)	541 (509)	5643 (4777)	—	
				2011 (1811)	1586 (1344)					

- (1) 動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。
- (2) 植物等のうち、維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は日本植物分類学会の集計による。
- (3) 植物等のうち、維管束植物以外(蘚苔類、藻類、地衣類、菌類)の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。
- (4) 表中の括弧内の数字は、前回の第3次レッドリスト(平成18、19(2006、2007)年公表)における掲載種数を示す。
- (5) 昆虫類は今回から、絶滅危惧Ⅰ類をさらにⅠA類(CR)とⅠB類(EN)に区分して評価を行った。
- (6) 貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危惧Ⅰ類のうちⅠA類とⅠB類の区分は行っていない。

注) 肉眼的に評価が出来ない種等を除いた種数。

カテゴリーは以下のとおり。

- 絶滅 (Extinct) : 我が国では既に絶滅したと考えられる種
- 野生絶滅 (Extinct in the Wild) : 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
- 絶滅危惧Ⅰ類 (Critically Endangered + Endangered) : 絶滅の危機に瀕している種
- 絶滅危惧Ⅱ類 (Vulnerable) : 絶滅の危険が増大している種
- 準絶滅危惧 (Near Threatened) : 存続基盤が脆弱な種
- 情報不足 (Data Deficient) : 評価するだけの情報が不足している種

資料 : 環境省

表2-1-2 脊椎動物及び維管束植物の絶滅種一覧

○動物

分類群	種名
哺乳類 (7種)	オキナワオオコウモリ
	ミヤココキクガシラコウモリ
	オガサワラアブラコウモリ
	エゾオオカミ
	ニホンオオカミ
	ニホンカワウソ (本州以南亜種)
	ニホンカワウソ (北海道亜種)
鳥類 (14種)	ハシブトゴイ
	カンムリツクシガモ
	ダイトウノスリ
	マミジロクイナ
	リュウキュウカラスバト
	オガサワラカラスバト
	ミヤコシヨウビン
	キタタキ
	ダイトウミノサザイ
	オガサワラガビチョウ
	ダイトウウグイス
	ダイトウヤマガラ
	ムコジマメグロ
	オガサワラマシコ
汽水・淡水魚類 (3種)	チョウザメ
	スワモロコ
	ミナミトミヨ

○植物等

分類群	種名
維管束植物 (32種)	コウヨウザンカズラ
	タカネハナワラビ
	イオウジマハナヤスリ
	オオイワヒメワラビ
	オオアオガネシダ
	コバヤシカナワラビ
	ウスバシダモドキ
	ヒトツバノキシノブ
	ホソバノキミズ
	カラクサキンボウゲ
	ツクシアキツルイチゴ
	ソロハギ
	サガミメドハギ
	オオミコゴメグサ
	マツラコゴメグサ
	クモイコゴメグサ
	トヨシマアザミ
	ヒメソクシンラン
	ミドリシャクジョウ
	キリシマタヌキノシヨクダイ
	タカノホシクサ
	ヒユウガホシクサ
	ホソスゲ
	タチガヤツリ
	ホクトガヤツリ
	チャイロテンツキ
	イシガキイトテンツキ
	台湾アオイラン
	ツクシサカネラン
	ツシマラン
	ジンヤクラン
	ムニンキヌラン

※太字は今回新たに絶滅とされた種

資料：環境省

4 今後の絶滅危惧種の保全のための取組

人間にとって欠くことのできない生存基盤を提供している野生生物の保全は、大変重要な取組です。環境省では、まずは新たなレッドリストについて広く普及を図ることで、多くの方に日本の絶滅危惧種の現状及びその保全への理解を深めるとともに、各種事業計画の実施に当たって配慮等を一層促していきます。

また、レッドリストの掲載種の中で特に保護の優先度が高い種については、生息状況等に関する詳細な調査の実施等により更なる情報収集を行い、その結果及び生息・生育地域の自然的・社会的状況に応じて絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種に指定する等、必要な保護措置を講じていきます。

平成25年3月には、中央環境審議会より、「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき、今後講ずべき措置について」の答申を得、第183回国会に罰則の強化等を図る種の保存法の改正案を提出しました。

コラム

ニホンウナギが新たに絶滅危惧種に選定されました

環境省では、平成25年2月に汽水・淡水魚類の新しいレッドリストを公表し、これまで生態に関して不明な部分が多いことから情報不足(DD)としていたニホンウナギを、初めて絶滅危惧IB類に選定しました。

ニホンウナギは、マリアナ諸島の西海域で産卵し、孵化した後、日本、台湾、中国などの河口部にシラスウナギとして到達。河川を遡上して親ウナギに成長します。養殖ウナギとは、シラスウナギを捕獲し、人工的に育てたもので、養殖とは言っても、天然のものに依存している状況です。

レッドリスト自体には捕獲禁止などの法的な拘束力はなく、選定されたことにより直ちに食べられなくなるということはありませんが、その保全を進めていくことは大切です。ニホンウナギの保全については、国による国際的な資源管理の枠組みの構築や、県による漁獲調整、研究者による生態調査や養殖技術の開発など、さまざまな主体により進められています。

日本人にとって身近な生きものであるニホンウナギにも絶滅のおそれが高まっている状況から、私たちは改めて生物多様性という自然の恵みの中で生きており、身近な自然を守り、共存していくことが重要であることを認識しなければなりません。

ウナギ



写真：九州大学 脇谷量子郎

コラム

ニホンカワウソ（本州以南亜種）の絶滅

ニホンカワウソは河川の中下流部・海岸部に生息し、主として魚や甲殻類を食べるイタチ科の哺乳類です。明治時代以前には、全国各地の河川や湿地で普通に見られていた動物であり、明治元(1868)年には東京の荒川でも記録が残っています。また、カッパのモデルになった動物のひとつとされていることなどからも、人間のごく身近に生息していた生きものであることが分かります。しかし、明治時代にニホンカワウソの毛皮を目的とした過度な捕獲が行われたことにより、日本各地からその姿は急速に消えていきました。1928年によろやくニホンカワウソの捕獲が禁止されましたが、本州で生き残ったわずかなニホンカワウソは、1959年に富山県朝日町で報告されたのを最後に記録はありません。

一方、四国でも愛媛県や高知県を中心に1960年代まで、年間10頭程度の記録がありましたが、高度経済成長による水質悪化や周辺域の開発など、生活環境の変化も要因のひとつとなっていて、減少に追い打ちをかけました。そして1979年、高知県須崎市の新荘川での目撃が最後の生息記録となっています。

その後、当時の環境庁や高知県などがたびたび生息調査を実施してきましたが、確かな生息情報を得ることができていません。このような生息確認調査等の結果から、ニホンカワウソのような中型の哺乳類が人目につかないまま長期間生息し続けていることは考えにくいいため、環境省第4次レッドリストでは、ニホンカワウソが絶滅したものと判断しました。

ニホンカワウソ



写真：愛媛県立とべ動物園

第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組

1 生物多様性の主流化

(1) 生物多様性の普及広報

生物多様性の恵みを将来世代にわたって享受できる自然と共生する社会を実現していくためには、私たちの日常生活や社会経済活動の中に生物多様性への配慮を組み込んでいくことが必要です。

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)における日本からの提案を踏まえ、2010年12月の国連総会において、2011年から2020年までの10年間を、愛知目標の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む「国連生物多様性の10年」とする決議が採択されました。これを踏まえ、国内のあらゆる主体が連携を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を促進し、愛知目標の達成に貢献するため、2011年(平成23年)9月に「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)を設立し、本委員会を通じて生物多様性の主流化に向けたさまざまな取組を推進しています。

ア 各セクター間の意見・情報交換

平成24年11月に神奈川県横浜市において第2回生物多様性全国ミーティングを開催し、各セクターの取組について発表・意見交換を行ったほか、全国4か所(平成24年9月：名古屋市、11月：福岡市、12月：倉敷市、平成25年2月：浜松市)で生物多様性地域セミナーを開催しました。

イ 委員会が推奨する連携事業の認定

国際自然保護連合日本委員会が行う「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」などの観点からUNDB-Jが推奨する連携事業を認定しており、平成24年度は20件を認定しました。

ウ 推薦図書等の選定

生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも資する図書、映像・音楽、各種グッズ等を推薦ツールとして選定しており、平成24年度はUNDB-J推薦「子供向け図書」(愛称：「生物多様性の本箱」～みんなが生きものにつながる100冊～)を選定しました。

エ 生物多様性の認知度向上のための事業

効果的なCEPA (Communication, Education & Public Awareness)活動を行っていくため、「地球いきもの応援団」、「MY行動宣言」、「グリーンウェイブ2012」(全国で465団体、約18,000人が参加)等の取組のほか、生物多様性マガジン「Iki・Tomo (イキトモ)」の発行など、さまざまな主体への働きかけを行っています。

生物多様性全国ミーティングや生物多様性地域セミナーにおいては、「地球いきもの応援団」の中から国民一人ひとりが生物多様性の大切さを理解して行動に移せるよう先導する「生物多様性リーダー」を任命(ジョン・ギャスライトさん、真珠まりこさん、ルー大柴さん、イルカさん、森田正光さん)したほか、新たな広報

写真2-2-1 第2回生物多様性全国ミーティング



写真：環境省

組織として平成24年9月に旗揚げした「生物多様性キャラクター応援団」（平成25年3月末現在71キャラクター）による共同宣言を行いました。

オ 国際生物多様性の日

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」です。平成24年度は、2012年の国際生物多様性の日のテーマ「海の生物多様性」を受けて、東京・青山の国連大学において「国際生物多様性の日シンポジウム～豊かな海と生きる～」を開催しました（主催・環境省、国連大学サステナビリティと平和研究所：共催・生物多様性条約事務局、国連生物多様性の10年日本委員会他）。

(2) 地方公共団体、企業、NGOなど多様な主体の参画と連携

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされています。平成25年3月末現在、23都道府県、28市町村等で策定されており、これ以外の多くの地方公共団体でも策定に向けた検討が進められています（表2-2-1）。

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を、自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、平成22年10月に「生物多様性自治体ネットワーク」が設立されました。平成25年3月末現在、129自治体が参画しています。

また、愛知目標4「ビジネス界を含めたあらゆる関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」を受け、生物多様性に配慮した事業活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」に沿った事業者の取組状況についての調査を行うとともに、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組事例を広く募集し、それらの結果を公表しました。また、2012年10月の生物多様性条約第11回締約国会議をはじめとする、生物多様性分野における民間参画に関する国際的議論・取組等に関する情報収集を行いました。

さらに、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、生物多様性条約の実施に関する民間の参画を推進するため、経済界を中心とした自発的なプログラムとして平成22年10月に設立された「生物多様性民間参画イニシアティブ」及びその活動主体である「生物多様性民間参画パートナーシップ」と連携・協力しました。「生物多様性民間参画パートナーシップ」には平成25年4月末現在501の企業・団体が参加しています。

地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、平成22年度から「地域生物多様性保全活動支援事業」を開始し、平成24年度は全国39か所の取組を支援しました。また、平成20年度から開始した「生物多様性保全推進支援事業」については、全国18か所の取組を支援しました。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。「略称、生物多様性地域連携促進法。」）は地域の生物多様性を保全するため、市町村やNPO、地域住民、企業など多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進しようとするものであり、同法に関する理解促進と関係者間の連携に向けた機運醸成を図るため、全国3か所（平成24年12月：北海道、25年1月：長野県、2月：兵庫県）で生物多様性地域連携促進セミナーを開催しました。

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等を実施しました。

(3) 生物多様性の経済価値評価

「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」の最終報告書が平成22年10月に公表されたことを受け、愛知目標の達成や、世界銀行が進める「生態系価値評価パートナーシップ」への貢献を視野に、生物多様性の経済価値評価に関する情報収集や政策研究を実施し、施策の検討を行いました。国内においても生物多様性の価値評価について事例を蓄積していくため、奄美群島の国立公園指定及びシカによる自然植生への食害対策により保全される生物多様性の価値について評価しました。また、TEEBについて、国内においてもその考え方や手法などについて普及を図るためWEBサイトを作成しました。

表 2-2-1 生物多様性地域戦略策定済み都道府県

平成 25 年 3 月 31 日現在

策定済み 都道府県名	戦 略 名	策定年月
北海道	北海道生物多様性保全計画	平成 22 年 7 月
福島県	ふくしま生物多様性推進計画	平成 23 年 3 月
栃木県	生物多様性とちぎ戦略	平成 22 年 9 月
埼玉県	生物多様性保全県戦略	平成 20 年 3 月
千葉県	生物多様性ちば県戦略	平成 20 年 3 月
東京都	緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～	平成 24 年 5 月
石川県	石川県生物多様性戦略ビジョン	平成 23 年 3 月
長野県	生物多様性ながの県戦略	平成 24 年 2 月
岐阜県	岐阜県の生物多様性を考える ―生物多様性ぎふ戦略の構築―	平成 23 年 7 月
愛知県	あいち自然環境保全戦略	平成 21 年 3 月
	あいち生物多様性戦略 2020	平成 25 年 3 月
三重県	みえ生物多様性推進プラン	平成 24 年 3 月
滋賀県	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画	平成 19 年 3 月
	滋賀県ビオトープネットワーク長期構想	平成 21 年 2 月
兵庫県	生物多様性ひょうご戦略	平成 21 年 3 月
奈良県	生物多様性なら戦略	平成 25 年 3 月
岡山県	自然との共生おかやま戦略	平成 25 年 3 月
広島県	未来へつなげ命の環！広島プラン ～生物多様性広島戦略～	平成 25 年 3 月
愛媛県	生物多様性えひめ戦略	平成 23 年 12 月
福岡県	福岡県生物多様性戦略	平成 25 年 3 月
佐賀県	第 2 期佐賀県環境基本計画 (記載の一部が生物多様性地域戦略に位置付けられている)	平成 23 年 10 月
長崎県	長崎県の生物多様性の保全に関する基本的な計画 (長崎県生物多様性保全戦略)	平成 21 年 3 月
熊本県	生物多様性くまもと戦略	平成 23 年 2 月
大分県	生物多様性おおいた県戦略	平成 23 年 3 月
沖縄県	生物多様性おきなわ戦略	平成 25 年 3 月

※生物多様性基本法の施行以前に策定された計画又は生物多様性基本法の施行後であるが、生物多様性基本法第 11 条に基づく生物多様性国家戦略（平成 22 年 3 月閣議決定）の策定以前に策定された計画を含む。

資料：環境省

2 自然とのふれあい

(1) 自然とのふれあい活動

「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等を通じて、自然観察会等自然とふれあうための各種活動を実施しました。また、平成24年11月に「白山国立公園指定50周年記念式典」を石川県白山市において開催しました。

国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図りました。また、パークボランティアの養成や活動に対する支援を実施しました。

自然体験プログラムの開発や子供達に自然保護官の業務を体験してもらうなど、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。

国立公園のビジターセンターなど全国100か所において、自然体験プログラムなどの体験を通して生物多様性の大切さを学び、理解を深める「全国自然いきものめぐりスタンプラリー」を実施しました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふれあい推進事業」等を実施しました。また、学校等による体験・学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」の設定・活用を推進しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

(2) エコツーリズム

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施しました。

また、エコツーリズムによる地域活性化のための人材・プログラムづくりと施設整備を含む基盤づくりを一体的に実施しました。

人材・プログラムづくりとして、地域コーディネーターを活用したプログラム、ルール、ネットワークづくり等に主体的に取り組む地域を支援するとともに、地域におけるエコツーリズムガイドやコーディネーター等の人材育成事業等を実施しました。

また、基盤づくりとしては、国立公園のエコツーリズムに意欲的な5地域において、エコツーリズムの基盤となる情報提供施設、自然資源の保全利用に係る施設を集中的に整備しました。

(3) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園などにおける取組

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業とし、温室効果ガスの排出削減に資する施設やユニバーサルデザインを取り入れた施設による利用拠点整備、利用者が集中する地域での生態系への影響の軽減と適正かつ質の高い利用を促すための整備、関係省共同でシカ等による影響を受けた自然生態系を維持回復させるための施設整備等を重点的に進めました。国定公園等については、35都道府県に地域自主戦略交付金等を交付し、その整備を支援しました。

また、都道府県が実施する長距離自然歩道事業については、内閣府計上地域自主戦略交付金により22都府県に対して支援しました。長距離自然歩道の計画総延長は約27,000kmに及んでおり、平成22年には約7,960万人が長距離自然歩道を利用しました。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備等を推進しました。さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。国有林野においては、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行いました。また、国有林野を活用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施しました。

(4) 都市と農山漁村の交流

全国の小学校において農山漁村での宿泊体験活動の実施を目指す「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、子供の豊かな心を育むとともに、自然の恩恵などを理解する機会の促進を図るため、新たに全国で4地

域の受入モデル地域を指定しました。

都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、グリーン・ツーリズムの普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図りました。

(5) 温泉の保護及び安全・適正利用

ア 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。平成23年度には、温泉掘削許可196件、増掘許可20件、動力装置許可219件、採取許可63件、濃度確認234件、浴用又は飲用許可1,805件が行われました。

温泉法の適正な施行を図るため、温泉の保護対策や温泉成分の分析方法等に関する調査・検討を実施しました。

イ 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき指定された地域であり、平成25年3月末現在、91か所が指定されています。

3 教育・学習

第6章第5節参照。

第3節 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する取組

1 絶滅のおそれのある種の保存

(1) レッドリスト

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省では、レッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にしたレッドデータブック（レッドリスト掲載種の生息・生育状況等を解説した資料）を刊行しています。

レッドリストについては、平成25年2月までに、第3次見直しが終了し、絶滅のおそれのある種は3,597種となっています。

(2) 希少野生動植物種の保存

絶滅のおそれのある野生生物の保全に関するこれまでの施策の実施状況について、有識者による会議を開催し、点検を行いました。また、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種は、哺乳類5種、鳥類38種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類15種、植物26種の90種を指定し、捕獲や譲渡し等を規制するとともに、そのうち、平成24年に新たに策定したライチョウの保護増殖事業計画を含む、49種について

図2-3-1 主な保護増殖事業の概要

<p>トキ (コウノトリ目 トキ科)</p> <p>■環境省レッドリスト 野生絶滅 (EW)</p> <p>■生息地 江戸時代までは日本のほぼ全域に生息</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖及び国内4カ所で分散飼育 ・新潟県佐渡市において野生復帰を目指した放鳥の実施 ・放鳥個体のモニタリング調査等 ・国内の自然界では1976年以来36年ぶりに8羽のヒナが誕生 <p>写真: 環境省</p>	<p>アユモドキ (コイ目 ドジョウ科)</p> <p>■環境省レッドリスト 絶滅危惧 I A 類 (CR)</p> <p>■生息地 琵琶湖・淀川水系と岡山県下の数河川</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息状況調査や外来種の侵入防止及び駆除の実施 ・密漁防止のための巡視及び繁殖環境維持のための清掃 ・遺伝子分析 ・パネル展示やステッカー作成による普及啓発 ・テレメトリー調査による生態の把握 <p>写真: 阿部 司</p>
<p>アカガシラカラスバト (ハト目 ハト科)</p> <p>■環境省レッドリスト 絶滅危惧 I A 類 (CR)</p> <p>■生息地 小笠原諸島</p> <p>■推定個体数 全体で数十羽程度と推定</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足環装着、目撃情報による生息状況の把握等 ・外来樹やネズミ類の駆除、ノネコ捕獲などによる生息環境の保全 ・飼育方法の確立のための域外保全 <p>写真: 環境省</p>	<p>ウラジロコムラサキ (クマツヅラ科)</p> <p>■環境省レッドリスト 絶滅危惧類 I B 類 (EN)</p> <p>■生息地 小笠原諸島</p> <p>■事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本種を採食するノヤギの駆除と侵入防止柵の設置 ・東京大学附属植物園における増殖技術の開発、自生株由来の系統保存 ・ノヤギ駆除の取組により野生個体群が回復したことから、絶滅危惧 I A 類から絶滅危惧 I B 類にランクが下がった。 <p>写真: 環境省</p>

保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っています(図2-3-1)。また、同法に基づき指定している全国9か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)及び二国間渡り鳥条約等により、国際的に協力して種の保存を図るべき698種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成24年3月末現在、8か所で設置しています。

トキについては、平成24年の繁殖期に前年の2倍以上の18ペアが営巢し、その中の3ペアからヒナ8羽が誕生し、8羽すべてが無事巣立ちました。野生下でヒナが誕生したのは昭和51年以来36年ぶり、巣立ったのは昭和49年以来38年ぶりのことです。放鳥については、平成24年6月に第6回目、9月に第7回目の放鳥を実施しました。平成23年12月25日に行われた日中首脳会談の結果、温家宝首相の「トキについて、日本側への提供に向け積極的に検討したい。」との表明を受けて中国側との調整を行ってきましたが、未だ覚書の署名には至っていません。

絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、イヌワシ、クマタカ、オオタカの保護指針である「猛禽類保護の進め方」(改訂版)を平成24年12月に取りまとめました。さらに、猛禽類の採餌環境の創出のための間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を実施しました。

沖縄本島周辺海域に生息するジュゴンについては、生息状況調査や地域住民への普及啓発を進めるとともに、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。

(3) 生息域外保全

トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみで種を存続させることが難しい種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。また、ヒメバラモミのクローン苗を植栽し、遺伝資源林2か所を造成するとともに、適切な保全・

管理を行っています。さらに、新宿御苑においては、絶滅危惧植物の種子保存を実施し、平成25年4月現在で285種の自生地情報のある種子が保存されています。

平成19年度から体系的な生息域外保全のあり方についての検討を行い、20年度には「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を、22年度には「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」を取りまとめました。23年度はそれらを分かりやすく解説したパンフレットとホームページ (<http://www.env.go.jp/nature/yasei/ex-situ/> (別ウィンドウ)) を作成し、普及啓発を行いました。また、平成20年度から生息域外保全からの野生復帰技術の確立などを目的としたモデル事業 (動物3事業、植物2事業) を実施し、その成果を取りまとめるとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の生息域外保全実施計画作成マニュアル」を作成し、ホームページに公表しました。

コラム

ライチョウの保護増殖事業計画の策定

ライチョウは本州中部の限られた高山帯にのみ生息する鳥ですが、1980年代に3,000羽と推定された生息数は、現在では2,000羽以下に減少していると推定されています。その要因として、キツネ・カラスなどの捕食者の分布拡大、登山者によるごみの放置や不適切なし尿処理等の山岳環境汚染や、最近では従来生息していなかったニホンジカ等の野生動物の分布が拡大し、高山植生が採食されることによる生息環境の劣化等のさまざまな要因が影響を及ぼしていると言われています。

このような状況から、ライチョウの保全を推進するため、平成24年10月に種の保存法に基づく保護増殖事業計画を策定しました。今後は、減少要因の特定や生息地のモニタリング、動物園等での飼育下繁殖技術の確立などに積極的に取り組み、ライチョウの保全を行っていきます。

ライチョウ



写真：環境省

2 野生鳥獣の保護管理

(1) 科学的・計画的な保護管理

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促し、鳥獣保護行政の全般的ガイドラインとしてより詳細かつ具体的な内容を記した、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。

狩猟者人口は、約53万人 (昭和45年度) から約19万人 (平成22年度) まで減少し、高齢化も進んでおり、被害防止のための捕獲などを行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。このため、狩猟免許の取得促進へ向けたフォーラムの開催、狩猟者等への研修事業、鳥獣保護管理に係る人材登録事業を実施したほか、地域ぐるみでの捕獲を進めるモデル地域を設定し、先進地づくりを進めました。

クマ類の出没・目撃情報が各地で多数相次いだことから、関係省庁が連携して都道府県に対する情報提供や注意喚起等を実施しました。

都道府県における特定鳥獣保護管理計画作成や保護管理のより効果的な実施のため、特定鳥獣5種 (イノシシ、クマ、サル、シカ、カワウ) の保護管理検討会を設置するとともに、技術研修会を開催しました。

関東地域、中部近畿地域におけるカワウ、関東山地のニホンジカについて、広域協議会を開催し、関係者間の情報の共有等を行いました。また、関東カワウ広域協議会においては、一斉追い払い等の事業を実施す

るとともに、関東山地ニホンジカ広域協議会においては、実施計画（中期・年次）を作成し、関係機関の連携のもと、各種対策を推進しました。

希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理手法を検討しました。

適切な狩猟が鳥獣の個体数管理に果たす効果等にかんがみ、都道府県及び関係狩猟者団体に対し、事故及び違法行為の防止を徹底し、適正な狩猟を推進するための助言を行いました。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーションにおける鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を実施しました。また、出水平野に集中的に飛来するナベヅル、マナヅル等の保護対策として、生息環境の保全、整備を実施するとともに、越冬地の分散を図るための事業を実施しました。

鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区の生息地の保護及び整備を図るため、浜頓別クッチャロ湖（北海道）、宮島沼（北海道）、谷津（千葉県）、鳥島（東京都）、浜甲子園（兵庫県）、漫湖（沖縄県）、大東諸島（沖縄県）において保全事業を実施しました。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間行事の一環として新潟県長岡市において第66回「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、小中学校及び高等学校等を対象として野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催しました。

(2) 鳥獣被害対策

野生鳥獣の生態及び行動特性を踏まえた効果的な追い払い技術の開発等の試験研究、防護柵等の被害防止施設の設置、効果的な被害防止システムの整備、捕獲獣肉利活用マニュアルの作成等の対策を推進するとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）が成立し、平成20年2月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

近年、トドによる漁業被害が増大しており、トドの資源に悪影響を及ぼすことなく、被害を防ぐための対策として、効果的な追い払い手法の実証試験及び被害を受ける刺し網等の改良等を促進しました。

(3) 鳥インフルエンザ対策

平成16年以降、野鳥及び家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、渡り鳥等を対象として、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表しました。また、人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査や国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況についてホームページ等を通じた情報提供を行うなど、効率的かつ効果的に対策を実施しました。さらに、その他の野生鳥獣がかかわる感染症について情報収集、発生時の対応の検討等を行いました。

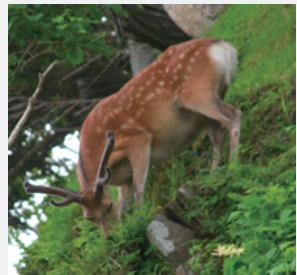
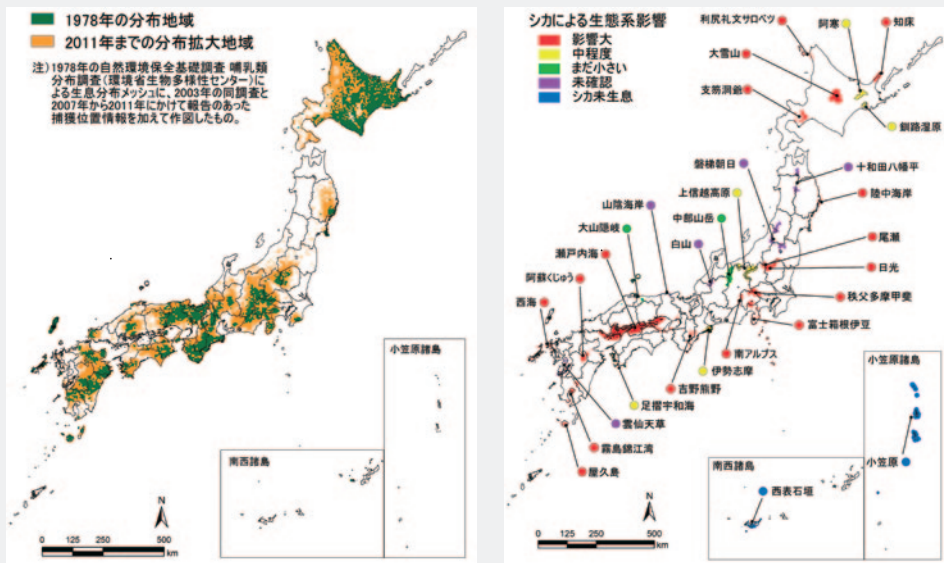
コラム

シカが日本の自然を食べつくす!?

ニホンジカ(以下「シカ」という。)は植物を食べる日本の在来種で、全国で分布を拡大し個体数が増加しています。シカが増えるのは良いことと思かもしれませんが、全国で生態系や農林業に及ぼす被害が深刻な状況となっています。

樹皮を食べられた木々が枯れ、森林が衰退することで、そこをすみかとする多くの動植物に影響を与える例も見られます。森林をはじめとする植生への影響が深刻な地域は、尾瀬や南アルプスなど日本の生物多様性の屋台骨である国立公園にもおよんでいます。

シカの分布拡大状況(左)と国立公園における被害発生状況(右)



写真：環境省

資料：環境省

【シカによる生物多様性への影響の例】

- ・ 国立公園の美しいお花畑(絶滅危惧植物も含まれます)の消失
- ・ 希少植物の地域的絶滅
- ・ 森林の衰退(樹木の枯死、後継ぎとなる稚樹やそこに住む動植物の消滅)
- ・ 地面を覆う植物が食べつくされ、土壌が流れ出し、山の斜面が崩れる

被害の状況(お花畑消失、樹皮剥ぎ、土壌浸食・表土流出)



写真：お花畑消失前(1979年)：増沢武弘氏撮影
写真：お花畑消失後(2008年)：鶴飼一博氏撮影



写真：樹皮剥ぎ：環境省



写真：土壌浸食・表土流出：環境省

【なぜシカが増えたのか】

- ・シカを人間が肉や毛皮として利用する機会が減り、シカの捕獲数が減ったため
- ・狩猟者の高齢化・減少により、シカの捕獲数が減ったため
- ・積雪の減少による生息域の拡大と冬期生存率の増加
- ・耕作放棄地の増加等によるシカの餌量の増加 など

国や地方公共団体等ではさまざまな対策を行っていますが、依然として被害の拡大が続いています。一度失われた自然は簡単には元に戻りません。シカによる深刻な影響を改善していくためには、シカが入れない柵等を作るだけでなく、シカの数に適正にコントロールしていくことが不可欠です。美しく豊かな自然を維持・回復し、多くの生物が住める環境を取り戻すことは喫緊の課題であり、今後、シカの対策は、より一層強化していく必要があります。

【対策の例】

- ・草や木を守るための柵やネットの設置
- ・シカの捕獲による適正な数への誘導
- ・狩猟者や保護管理の担い手育成
- ・新しい捕獲の手法や体制の整備・構築 など

植生保護柵



写真：環境省

猟銃による捕獲



写真：北海道立総合研究機構環境科学研究センター

人材育成の取組（狩猟の魅力まるわかりフォーラム）



資料：環境省



3 外来種等への対応

(1) 外来種対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき、105種類の特定外来生物（平成25年4月現在）の輸入、飼養等を規制しています。また、奄美大島や沖縄本島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林野におけるアカギ等の外来種の駆除等のほか、アライグマについての防除モデル事業等、具体的な対策を進めました。さらに、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>（別ウィンドウ））等での普及啓発を実施しました。

また、外来生物法施行後5年以上が経過したことを受けて、中央環境審議会野生生物部会において施行状況の検討が行われた結果、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対して外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置についての意見具申がなされました。この内容も踏まえ、外来生物が交雑することにより生じた生物も規制対象とできるようにする等の外来生物法の一部を改正する法律案を第183回国会に提出しました。また、外来種全般に関する中期的な総合戦略である外来種被害防止行動計画（仮称）や、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種のリストである侵略的外来種リスト（仮称）の作成に向けた会議を開催し、検討を進めました。

(2) 遺伝子組換え生物への対応

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「カルタヘナ議定書」という。）を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、平成25年4月現在、241件の遺伝子組換え生物の環境中での使用について承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（<http://www.bch.biodic.go.jp/>（別ウィンドウ））を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、主要な3つの輸入港周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査等を行いました。

4 動物の愛護と適正な管理

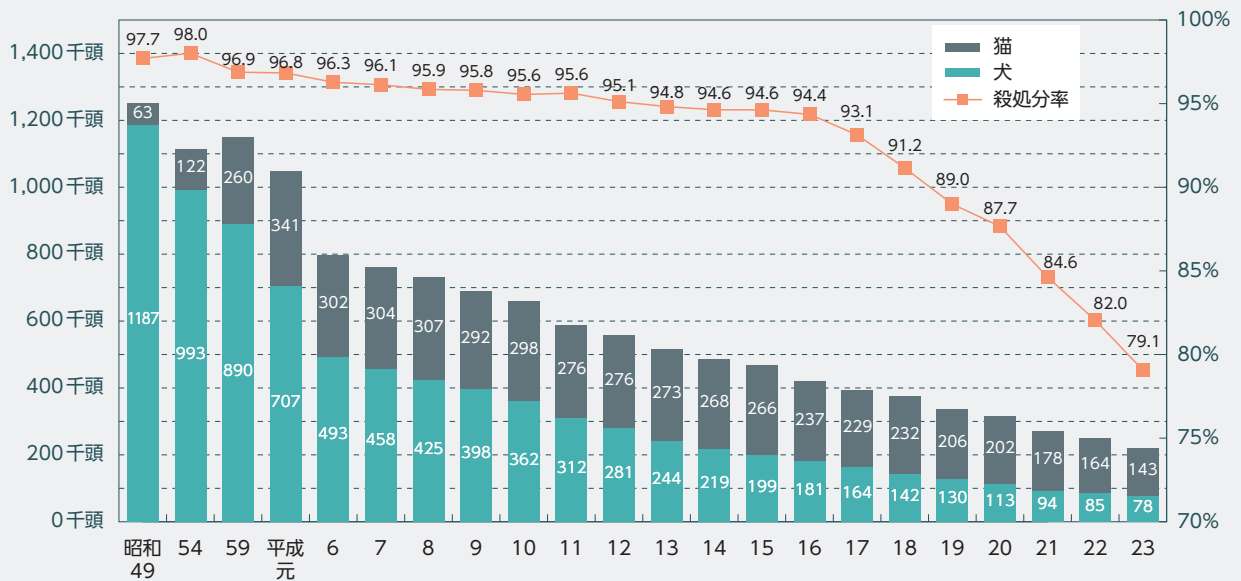
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）は、第180回通常国会において議員立法により3度目の改正が行われました。改正法には、人と動物の共生する社会の実現や、動物の所有者の責務としての終生飼養が明確にされるとともに、動物取扱業者に対する規制強化、愛護動物を殺傷・遺棄した場合の罰則の強化等、より適正な動物の飼養管理の実現に向けた内容が盛り込まれました。

動物の愛護及び管理に関する法律の適切かつ着実な運用を図るために策定された動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づき、各種施策を総合的に推進しました。これらの施策の進捗については毎年点検を行っており、このうち、平成23年度に飼養放棄等によって都道府県等に引取られた犬猫の数は平成16年度に比べ約47%減少し、返還・譲渡数は約60%増加しました。殺処分数は毎年減少傾向にあり、約17万頭（調査を始めた昭和49年度の約7分の1）まで減少しました（図2-3-2）。また、マイクロチップの登録数は、年々増加しており、平成25年3月末現在累計約74万件ですが、犬猫等の飼養数全体の3.5%程度と推測されています。

こうした収容動物の譲渡及び返還を促進するため、都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行いました。また、適正な譲渡及び効果的な飼い主教育に関する自治体の取組を推進することを目的に、自治体向けの適正譲渡講習会及び適正飼養講習会を実施したほか、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）について普及啓発を行いました。

広く国民が動物の虐待の防止や適正な取扱いなどに関して正しい知識と理解を持つため、関係行政機関、団体との協力の下、“見つめ直して！人と動物との絆”をテーマとして、隅田公園等で動物愛護週間中央行事

図2-3-2 全国の犬猫の引取り数の推移



平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

資料：環境省

を開催したほか、106の関係自治体等においてさまざまな行事が実施されました。

5 遺伝資源等の持続可能な利用

(1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良など、生物資源がもつ有用性の価値は拡大する一方、世界的に見れば森林の減少や砂漠化の進行などにより、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。

農林水産分野では、関係機関が連携して、動植物、微生物、DNA、林木、水産生物などの国内外の遺伝資源の収集、保存などを行っており、植物遺伝資源22万点をはじめ、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行っています。また、海外から研究者を受け入れ、遺伝資源の保護と利用のための研修を行いました。

さらに、国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得し利用を促進するために必要な情報の収集・提供や、相手国等との意見調整の支援等を行いました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等の生物遺伝資源のうち、マウス、シロイヌナズナ等の29のリソースについて、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・研究機関等において、生物遺伝資源の戦略的・体系的な収集・保存・提供を行いました。また、本事業及び「大学連携バイオバックアッププロジェクト」により、一度途絶えると二度と復元できない貴重な生物遺伝資源について、広域災害等から保護するための体制を整備しました。

(2) 微生物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との生物多様性条約の精神に則った国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、我が国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行いました。

我が国の微生物などに関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構生物遺伝資源センターにおいて、生物遺伝資源の収集、保存などを行うとともに、これらの資源に関する情報(分類、塩基配列、遺伝子機能などに関する情報)を整備し、生物遺伝資源とあわせて提供しました。

(3) 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)

第5節(1)イ参照。

第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

1 生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成するため、平成20年度に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、平成21年度に「全国エコロジカル・ネットワーク構想」を取りまとめました。また、国有林野においては、原始的な森林生態系や希少な野生動植物を保護する観点から「保護林」や「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を進めています。「緑の回廊」は、平成24年4月現在、24か所約592千haが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施することにより、より広範で効果的な森林生態系保全の取組を推進しています。

2 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

平成25年3月現在、原生自然環境保全地域として5地域(5,631ha)、自然環境保全地域として10地域(21,593ha)を指定しています。これらについて生態系の現況把握や標識の整備等を通じて、適正な保全管理に努めました。また、都道府県自然環境保全地域として541地域(77,342ha)が指定されています。

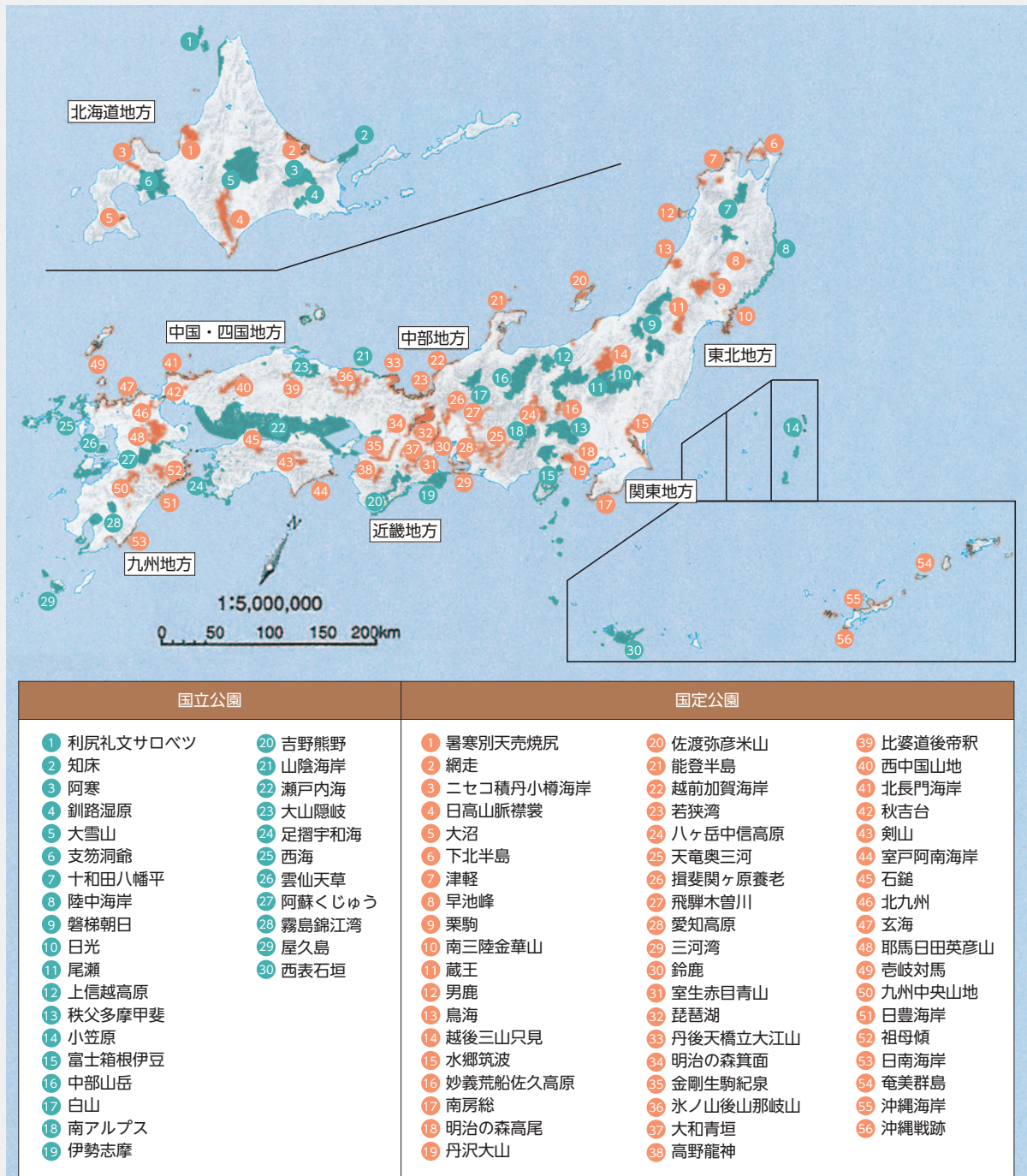
(2) 自然公園

ア 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、国土の14.3%を占めており(図2-4-1)、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

平成24年度は、瀬戸内海国立公園(淡路地域、山口県地域及び大分県地域)、阿寒国立公園、富士箱根伊豆国立公園、天竜奥三河国定公園の公園区域や公園計画の見直しを実施しました。瀬戸内海国立公園では、山口県屋代島(周防大島)周辺のニホンアワサング等が生息する海域を同公園としては初となる海域公園地区に指定(4箇所、56.4ha)し、阿寒国立公園では阿寒湖のマリモ生息区域や、陸上では世界一の規模のマンガン鉱物生成現象が見られるオンネトー湯の滝について特別保護地区に指定することにより、保護と管理の強化を図りました。また、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業(国立・国定公園の資質に関する総点検を行い、国立・国定公園の指定又は大規模な拡張の対象となり得る候補地を選定したもの。)により選定した候補地のうち、三陸海岸については、陸中海岸国立公園と種差海岸階上岳県立自然公園の区域を三陸復興国立公園に指定することについて、中央環境審議会の答申を得ました。

図2-4-1 国立公園及び国定公園の配置図



資料：環境省

イ 自然公園の管理の充実

生態系維持回復事業制度については、生態系維持回復事業計画を新たに阿寒国立公園で2計画策定しました。これまで策定したものと併せて7国立公園8計画に基づきシカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、外来種による捕食等で固有種が減少するなど深刻な影響が出ており、早急に本来の生態系の維持・回復を図るため重点的な対策を講じる必要がある小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、策定した外来種防除実施計画に基づき防除事業を実施し、外来種の密度を減少させるとともに、生態系被害の調査モニタリングも実施し、本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。また、国立・国定公園内の植生や自然環境の復元等を目的とし、釧路湿原国立公園等において、植生復元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。

国立公園のうち自然保護上特に重要な地域を対象に、厳正な保護を図るため民有地の買い上げを行いました。また、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理の充実に努めました。

地域との連携による公園管理については、自然公園法に基づく公園管理団体に、平成24年3月末現在、国立公園で5団体と国定公園で2団体が指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、シマフクロウやライチョウ等の貴重な野生生物の保護対策、ウチダザリガニ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」により行いました。

ウ 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、平成24年度には、大雪山国立公園の高原温泉や中部山岳国立公園の上高地等の18国立公園において、自家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公共トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成24年度は北アルプス等の山岳トイレの整備を支援しました。

(3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要がある区域を国指定鳥獣保護区に指定しています。平成24年度は、渡良瀬遊水地(わたらせゆうすいち)、円山川下流域(まるやまがわかりゅういき)、荒尾干潟(あらおひがた)を新たに指定し、平成25年3月末現在、全国の国指定鳥獣保護区は82か所、584,692ha、同特別保護地区は66か所、158,485ha、同特別保護指定地域は2か所、1,159haとなっています。

(4) 生息地等保護区

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成25年3月末現在、全国の生息地等保護区は9か所、885ha、このうち管理地区は9か所、385haとなっています。

(5) 名勝(自然的なもの)、天然記念物

文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝(自然的なもの)に、動植物、地質鉱物等で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しており、平成25年3月現在、名勝(自然的なもの)は157件(うち特別名勝12件)、天然記念物は1,005件(うち特別天然記念物75件)を指定しています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など23件について再生事業を実施しました。

(6) 保護林、保安林

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行いました。特に、原生的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育地等について、「保護林」の設定等を推進しました。平成24年4月現在で843か所、約92万haの「保護林」が設定され、モニタリング調査等による適切な保全・管理を推進しました。

(7) 特別緑地保全地区など

都市緑地法(昭和48年法律第72号)等に基づき、都市における生物の生息・生育地の核等として、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区等の都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全等の取り組みの推進を図りました。平成24年3月現在、全国の特別緑地保全地区等は472地区、6,129haとなっています。

(8) 景観の保全

景観の保全に関しては、自然公園法によってすぐれた自然の風景地を保護しているほか、景観法(平成16年法律第110号)に基づき、平成25年1月現在、360団体で景観計画が定められています。また、文化財保護法により、平成25年3月現在、人と自然との関わりの中できれい出されてきた重要文化的景観を35地域選定しています。

表2-4-1 数値で見る重要地域の状況

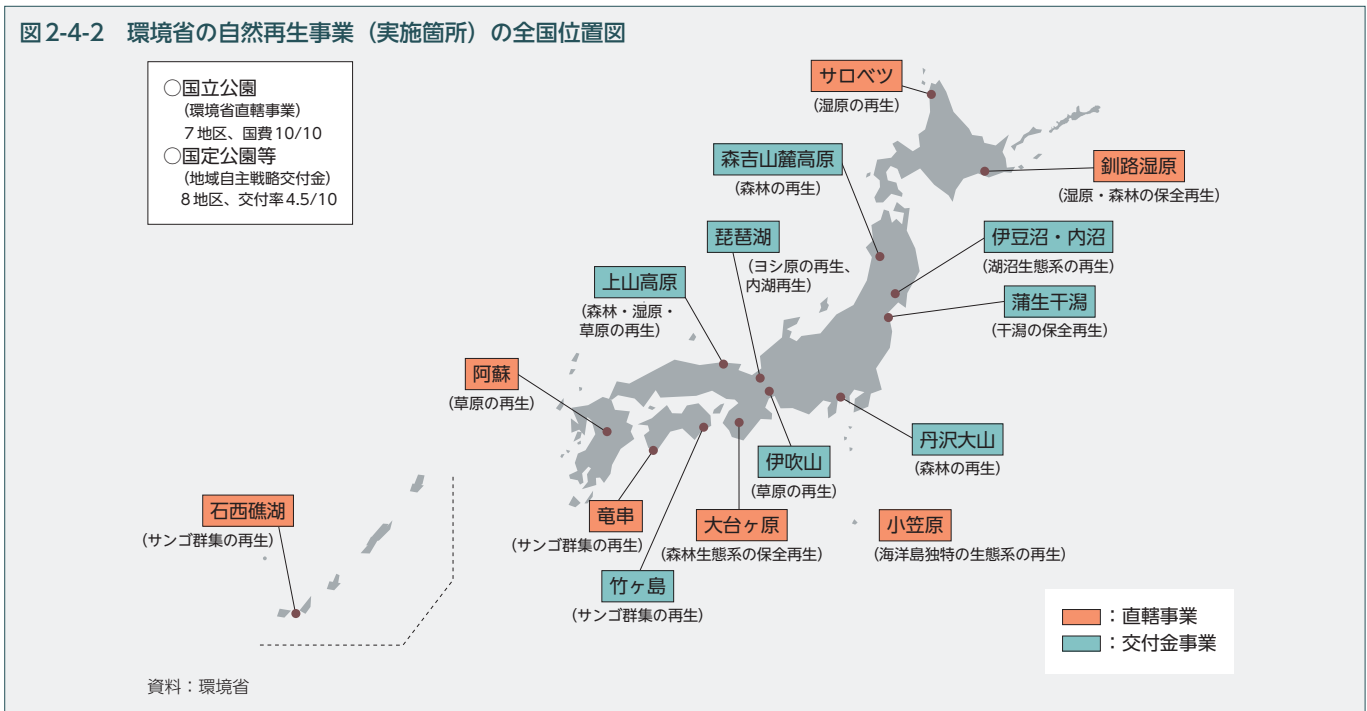
保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	H24.4	5地域 (5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域 (21,593ha)
国立公園	箇所数、面積	H24.3	30公園 (2,093千ha)
	特別地域の割合、面積(特別保護地区を除く)		58.8% (1,230千ha)
	特別保護地区の割合、面積		13.3% (278千ha)
	海域公園地区の地区数、面積		72地区 (15,829.3ha)
国定公園	箇所数、指定面積	H24.3	56公園 (1,363千ha)
	特別地域の割合、面積(特別保護地区を除く)		88.2% (1,202千ha)
	特別保護地区の割合、面積		4.9% (66千ha)
	海域公園地区の地区数、面積		32地区 (1,994ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	H25.3	82か所 (585千ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		66か所 (158千ha)
生息地等保護区	箇所数、指定面積	H24.3	9か所 (885ha)
	管理地区の箇所数、面積		9か所 (385ha)
保安林	面積(実面積)	H23.3	12,023千ha
保護林	箇所数、面積	H22.4	843か所 (78万ha)
文化財	名勝(自然的なもの)の指定数(特別名勝)	H25.3	157(12)
	天然記念物の指定数(特別天然記念物)		1,005(75)
	重要文化的景観		35件

資料：環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省

3 自然再生の推進

自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会は、平成25年3月末現在、全国で24か所となっています。このうち24か所すべての協議会で自然再生全体構想が作成され、うち19か所で自然再生事業実施計画が作成されています。

平成24年度は、国立公園における直轄事業7地区、地域自主戦略交付金で地方公共団体を支援する事業8地区の計15地区で自然再生事業を実施しました（図2-4-2）。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。



4 農林水産業

「農林水産省生物多様性戦略」（平成24年2月改定）に基づき、[1] 田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業直接支払いによる生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する直接支援等）、[2] 森林の保全（適切な間伐等）、[3] 里海・海洋の保全（生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等）など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。

また、生物多様性保全面からみた農林水産業や農山漁村の資源管理活動の経済的評価に関する評価手法を検討し、民間による支援・協力関係を構築するための検討を進めました。

5 里地里山・田園地域

(1) 里地里山

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などを構成要素としており、人為による適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。また、希少種が集中して分布している地域の半数近くが里地里山に含まれています。

このような里地里山の環境は、これまで農林業生産や生活の場として利用することにより維持されてきましたが、燃料改革や営農形態の変化などに伴う森林や農地の利用の低下に加え、人口の減少や高齢化の進行

により里地里山における人間活動が縮小してきており、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。こうした背景を踏まえ、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、ホームページ等により活動場所や専門家の紹介等を行うとともに、研修会等を開催し里地里山の保全・活用に向けた活動の継続・促進のための助言等の支援を実施しました。これに加え、里地里山の保全活用の促進を図るため、地域活性化にもつながる里地里山に生息・生育する野生生物に着目した自然資源の利活用を図るための方策について、全国10地域での試行的な取組を通じて検討しました。

さらに、地方自治体において自然的・社会的要素を踏まえた地域単位を設定し、生物多様性や社会的条件などから典型的な里地里山を生態系ネットワークも考慮しながら設定するための考え方や、地域や活動団体における自らの保全活用の目標設定やモニタリング評価のよりどころとなる里地里山環境の指標と手法について策定し、普及を図りました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結による持続的な管理や市民への公開などの取組を推進しました。

棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する文化的景観保護推進事業を実施しました。

(2) 田園地域

農業農村整備事業においては、環境との調和への配慮の基本方針に基づき事業を実施するとともに、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。農村地域の生物や生息環境の情報の調査・地理情報化を行い、生物の生息・生育地と水路等の農業用施設との生態系ネットワーク化を図る技術の開発を進めました。また、地域の生態系を代表する種を「保全対象種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら生物多様性保全の視点を取り入れた基盤整備事業を推進しました。

また、景観保全、自然再生活動の推進・定着を図るため、地域密着で活動を行っているNPO等に対し支援を実施するとともに、農業生産活動と調和した自然環境の保全・再生活動の普及・啓発のため、「田園自然再生活動コンクール」の実施を支援しました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくため、棚田等の保全・利活用活動を推進したほか、農村の景観や環境を良好に整備・管理していくために、地域住民、地元企業、地方公共団体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動（グラウンドワーク）の推進を図るための事業を行いました。また、地域の創意と工夫をより生かした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しました。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の育成等を推進するとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針の下で、栽培技術の体系化の取組等の支援、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、施設の整備に関する支援を行いました。

6 森林

森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、多様な森林づくりを推進しました。また、森林の保全を図るため、特に公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定し、伐採・転用等の規制を行うとともに、豪雨や地震等による山地災害の防止を図るため、周辺の生態系に配慮しつつ荒地地等の復旧整備や機能の低い森林の整備等を行う治山事業を計画的に実施したほか、松くい虫等の病虫害や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策等を推進しました。また、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生に向けて、平成24年2月に「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめるなど、復旧・再生に取り組みました。

森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、企業、森林ボランティア等広範な主体による

森林づくり活動、全国植樹祭等国土緑化行事及び「みどりの日」・「みどりの月間」を中心に行う緑化運動、巨樹・巨木林や里山林等身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発及び普及啓発活動を支援するとともに、森林でのさまざまな体験活動を通じて、森林のもつ多面的機能等に対する国民の理解を促進する森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。

森林の状態とその変化の動向を継続的に把握するための森林資源のモニタリング調査を実施するとともに、これまでのデータを活用して動態変化を解析する手法の検討を行いました。

COP10の日本開催等を契機として、生物多様性国家戦略2010や平成21年7月に取りまとめられた「森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策」に基づき、森林生態系の調査のほか、森林の保護・管理技術の開発など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進するとともに、我が国における森林の生物多様性保全に係わる取組を国内外に発信しました。

国有林野については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の方針の下で、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目し、人工林の間伐や長伐期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、野生鳥獣との棲み分け、共存を可能にする地域づくりに取り組むため、地域等と連携し、野生鳥獣との共存に向けた生息環境の整備と個体数管理等の総合的な対策を実施しました。

7 都市

(1) 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、平成23年10月、市町村が定める緑の基本計画の参考資料として、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、地方公共団体における都市の生物多様性の確保の取組の促進を図りました。

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地の指定や緑地協定の締結を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動」期間（4～6月）、「都市緑化月間」（10月）を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

(2) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を支援する「都市公園等事業」を実施しました。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いま

した。

8 河川・湿原

(1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース (<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/index.html> (別ウィンドウ)) として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

平成18年10月に策定した「多自然川づくり基本指針」により、多自然川づくりはすべての川づくりの基本として、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出に取り組んでいるところであり、平成22年8月に通知した「中小河川に関する河道計画の技術基準について」により、治水対策を効率的・効果的に推進するとともに、良好な河川環境の形成に努めているところです。さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を徹底しました。

(2) 湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じることが必要です。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約(以下「ラムサール条約」という。)に関しては、国内では46か所のラムサール条約湿地が登録されています。また、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、国内の500か所の湿地を「重要湿地500」として選定しています。これらの湿地とその周辺における保全上の配慮の必要性について普及啓発を進めました。

過去の開発等により失われた河川などの良好な自然環境の保全・再生を図るため、湿地等の保全・再生に取り組んでいるところです。

(3) 土砂災害対策に当たっての環境配慮

生物多様性を保全しながら土砂災害から住民の安全・財産を守る砂防事業を進めるため、六甲地区等、都市周縁に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備しました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工などを実施しました。

9 沿岸・海洋

(1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本計画に基づき明確化された、我が国における海洋保護区の設定の在り方と、これに沿った取組を国内外で発信しました。また、海洋基本計画、生物多様性国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全上重要度の高い海域(重要海域)の抽出作業を継続するなど、海洋生物多様性の保全に向けた検討を進めました。

ウミガメの産卵地となる海浜については、自然公園法に基づく乗入れ規制地区に指定されている地区においてオフロード車等の進入を禁止するなどにより保護を図りました。

有明海・八代海における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した流況調査、水産資源に関する調査や海域環境情報システムの運用等を行いました。

サンゴ礁生態系保全行動計画に基づく保全の取組を推進すると共に、行動計画の進捗状況を点検しました。

(2) 水産資源の保護管理

水産資源の保護・管理については、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、[1]保護水面の管理等、[2]「資源回復計画」の作成・実施、[3]外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、[4]ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等調査、[5]ウミガメ（ヒメウミガメ、オサガメ）、鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、コククジラ）及びジュゴンの原則採捕禁止等、[6]希少水生生物に関する現地調査及び保護手法の検討、[7]サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進、[8]混獲防止技術の開発等を実施しました。

海洋生物の生理機能を解明して革新的な生産につなげる研究開発と生物資源の正確な資源量の変動予測を目的に生態系を総合的に解明する研究開発を実施するとともに、独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業として海洋生物の観測・モニタリング技術の研究開発を推進しました。

(3) 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法（昭和31年法律第101号）の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

(4) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行いました。また、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁港区域内の汚泥・ヘドロの除去等の整備を行う水域環境保全対策を2地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に46都道府県で取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開発・実証に全国14地区で取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組みました。

第5節 地球規模の視野を持って行動する取組

(1) 生物多様性条約

ア COP10決定事項の実施

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標を踏まえ、生物多様性に関する国内施策の充実及び国際的な連携の強化を図ることなどを目的として、生物多様性国家戦略の見直しを進め、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資

金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置しています。本基金を活用し、生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するワークショップ開催などが進められています。

また我が国は、COP10（平成22年10月愛知県名古屋市）以降、生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）（平成24年10月インド・ハイデラバード）までの2年間、COP議長国を務めました。このため、COP10決定事項の実施に関する議論やCOP11に向けた事前交渉を行う条約の作業部会や補助機関会合では、議長国として、条約事務局と協力しつつ、運営や議論のとりまとめに尽力するとともに、締約国として積極的に交渉に参加しました。また、条約実施のレビューに関する作業部会等について開催支援を行いました。

イ 名古屋議定書

COP10において採択された遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）に関する名古屋議定書に、我が国は平成23年5月に署名しました。「生物多様性国家戦略2012-2020」では、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも平成27年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目標として掲げています。この目標の達成に向けて、関係省庁で名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討を進めています。その一環として、関係する産業界や学術分野の有識者により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、我が国にふさわしい国内措置のあり方について検討しています。また、COP11ではこうした我が国の取組状況について発表するとともに、各国と情報交換を行いました。

平成23年3月に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金が設置されました。我が国は、COP10時に本基金の構想について支援を表明しており、平成23年4月に10億円を拠出しました。現在、パナマ、コロンビア、フィジー等の国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動が支援されています。

ウ SATOYAMAイニシアティブ

COP10において、締約国会議としてSATOYAMAイニシアティブを生物多様性及び人間の福利のために人為的影響を受けた自然環境をより理解・支援する有用なツールとなりうるものとして認識し、締約国その他の政府及び関連する機関に対して、SATOYAMAイニシアティブを更に発展させるために、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）への参加を勧奨すること等を含む決定が行われました。

このCOP10での決定をふまえ、SATOYAMAイニシアティブを国際的に推進するため、COP10期間中に発足したIPSIを通じて、参加団体間の情報共有や連携した活動の促進を行いました。

SATOYAMAイニシアティブを普及するため、平成24年6月に開催されたりオ+20期間中に、「SATOYAMAイニシアティブとグリーンエコノミー」をテーマとしたサイドイベントを開催し、IPSI活動のうち、特にグリーンエコノミーに関連が深いものについて紹介するとともに、IPSIを通じたグリーンエコノミーに関連する今後の活動の可能性について議論しました。

平成24年10月には、COP11の直前にIPSIの第3回定例会合をインドのハイデラバードで開催し、IPSIの活動報告、新規加入団体の紹介、「愛知目標達成への貢献」をテーマとした意見交換等を行いました。平成25年3月現在、IPSIの会員は16か国の政府機関を含む132団体となりました。

(2) カルタヘナ議定書

国内担保法であるカルタヘナ法に基づき、議定書で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、関係省庁において締結に向けた情報収集と検討を進めました。

(3) ラムサール条約

ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）として、平成24年7月に開催された本条約の第11回締約国会議開催にあわせて、新たに9か所（大沼、渡良瀬遊水地、立山弥陀ヶ原・大日平、中池見湿地、東海丘陵遊水地群、円山川下流域・周辺水田、宮島、荒尾干潟、与那覇湾）が登録されました。これにより、全国で46か所の湿地がラムサール条約湿地として登録されたこととなります。これらの条約湿地の保全と賢明な利用に向けた取組を進めるとともに、第10回締約国会議で採択された湿地システムとして水田の生物多様性向上に係る決議（水田決議）について、NGO等と協力して各地の優良事例を収集し締約国会議にて配布するなど、その積極的な推進に努めました。また、東南アジア諸国に対する国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。

(4) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種については、国内での譲渡し等の規制を行っています。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。

(5) 世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）に基づき、屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を設置しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施しました。特に平成23年に新たに世界遺産一覧表へ記載された小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ外来種対策の推進など質の高い保全管理に取り組みました。屋久島については、関係省庁及び関係自治体と共に、新しい「世界遺産地域管理計画」を策定しました。

また、平成24年1月に世界遺産センターへ世界文化遺産の推薦書を提出した富士山については、同年8月に関係機関が連携して実施した「世界遺産登録に向けた富士山クリーン大作戦」など、世界遺産一覧表への記載に向けた機運の醸成を図るとともに、同年8月～9月には、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関である国際記念物遺跡会議の専門家による現地調査に、関係省庁・地方公共団体・地元関係者が連携して適切に対応しました。

また政府は、平成25年1月に、世界自然遺産の国内候補地である奄美・琉球について、推薦の前提となる我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを決定しました。

この他、2012年（平成24年）は世界遺産条約が採択されて40周年に当たることから、平成24年10月に、鹿児島県において、環境省と林野庁との共催により「世界遺産条約採択40周年記念シンポジウム－日本の世界自然遺産の未来－」を開催しました。また、11月には京都府において、世界各国で開催された記念行事を締めくくる「世界遺産条約採択40周年記念最終会合」を、環境省、外務省、文化庁及び林野庁との共催により開催し、世界遺産条約の40年の成果等を踏まえて将来の方向性を示した「京都ビジョン」を発表しました。

コラム

世界遺産と自然環境保全をめぐる最近の動き

政府は、平成25年1月に、奄美・琉球について、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを決定しました。世界遺産暫定一覧表は、推薦書に先立って世界遺産センターへ提出・記載するものであり、締約国が世界遺産一覧表に記載するのが適当と考える資産として事前に示す予備的なリストといえます。

奄美・琉球は、温暖・多湿な亜熱帯林が広がる中に、イリオモテヤマネコやアマミノクロウサギ、ヤンバルクイナなど奄美・琉球にだけ分布する固有種やIUCNレッドリストに掲載されている国際的な希少種を始めとする多様な動植物が生息・生育しており、生物多様性を保全する上で重要な地域です。

また、長い歴史の中で大陸との分離・結合を繰り返した大陸島であり、この地史を反映して大陸島における生物の侵入と隔離によって多くの進化系統に種分化したことが顕著に表れています。例えば、隔離された島嶼毎に固有種や固有亜種に分化している生物の例も多く、奄美群島から台湾までの地域で5つもの種に分化しているハナサキガエル類や、徳之島と沖縄諸島との限られた島嶼のみに分布して5亜種に分化しているクロイトカゲモドキなどがその典型です。このように、多くの進化系統に種分化が生じてきたことが判ります。

これらの点から、奄美・琉球は世界的にも特異で貴重な自然を有していると考えられます。

今後は、地域の理解・合意を得た上で、出来るだけ早期に世界自然遺産として登録することを目指します。国が責任を持って管理するため、国立公園等の指定あるいは拡張に向けた調整や国有林野における森林生態系保護地域等の保全管理の充実、マングースを始めとした外来種問題への対応等を、地元関係者と連携しながら、継続します。

また、富士山については、山岳信仰や芸術の源泉といった文化的な側面からの価値を踏まえて世界文化遺産としての登録を目指しています。この価値を維持し高めていくために、地元自治体及び国の関係行政機関が富士山及び周辺地域の保全管理と整備活用の推進について協議する富士山世界文化遺産協議会を平成24年1月に立ち上げ、関係機関の連携による取組の強化を進めています。

富士山はその神聖で荘厳な形姿のゆえに、古くから詩歌・物語文学や絵画に描かれ、特に江戸時代の浮世絵に描かれた富士山の図像は西洋における数多くの芸術作品に多大なる影響を与えたのみならず、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着してきましたが、この富士山の美しい景観は自然環境が保たれてこそ維持されるものです。関係機関は、協議会での方針等も踏まえながら、富士山の清掃、トイレ整備、登山道整備、適正な利用のための登山者への情報提供を始めとする富士山及び周辺地域の自然環境の保全の取組を推進しています。

富士山については、平成25年6月の第37回世界遺産委員会において審議され、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される予定です。

奄美・琉球の亜熱帯照葉樹林



写真：環境省

(6) 南極地域の環境の保護

南極地域は、地球上で最も人類の活動による破壊や汚染の影響を受けていない地域であり、地球環境研究の場等としてかけがえのない価値を有しています。近年は基地活動や観光利用の増加による環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的

として南極条約（昭和36年発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護に関する南極条約議定書」（平成10年発効）により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、毎年開催される「南極条約協議国会議」に参加し、南極特別保護地区の管理計画や、非在来種の移入防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。また、国立極地研究所において南極観測審議委員会設営専門部会の下に環境分科会を設置し、昭和基地における環境保全の方策等について検討を行いました。さらに、政府の職員が第54次南極地域観測隊に同行し、基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内容などについて検討しました。

(7) 砂漠化への対処

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、その10～20%はすでに劣化（砂漠化）しており、乾燥地域に住む1～6%の人々（約2千万～1億2千万人超）が砂漠化された地域に住んでいると推定されています。砂漠化の原因として、干ばつ・乾燥化等の気候的要因のほか、過放牧、過度の耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による農地への塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

平成8年に発効した砂漠化対処条約では、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対策に取り組んでいます。我が国も平成10年に条約を受諾し、締約国会議に参画・貢献すると共に関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。また、米国に次ぐ規模の拠出国としてその活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを行ったほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施しました。

(8) 二国間渡り鳥条約・協定

米国、豪州、中国、ロシア及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ及びズグロカモメに関する共同調査等を引き続き実施するとともに、平成24年11月に韓国において開催された、中国、韓国及び豪州との間の二国間渡り鳥等保護協定等会議等において、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換等を行いました。

(9) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」の活動として、EAAFP事務局への支援を継続するとともに、ツル、ガンカモ、シギ・チドリ類といった渡り鳥の主要な渡り経路である東アジア・オーストラリア地域におけるモニタリング体制構築のため、EAAFP事務局やNGOと協力して各国の関係者を集めた国際ワークショップを重ね、モニタリング活動の試行開始に至りました。

(10) 国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

平成24年7月に、ケアンズ（豪州）で開催された第27回ICRI総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の今後の活動に関する議論や日本の取組の報告等を行いました。また、同年9月に、済州（韓国）で第8回ICRI東アジア地域会合を開催し、東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施のための情報交換や今後の活動についての検討を行いました。

(11) 持続可能な森林経営と違法伐採対策

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約40億haに及びますが、2000年(平成12年)から2010年(平成22年)にかけて、年平均1,300万haの割合で減少しました(増加分を差し引いて年520万haの純減)。特に、熱帯林が分布するアフリカ地域、南アメリカ地域で森林の減少が続いています(図2-5-1)。このような森林減少・劣化は、地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与えています。

森林減少の原因として、プランテーション開発等農地への転用、非伝統的な焼畑農業の増加、燃料用木材の過剰採取、森林火災等が挙げられます。また、違法伐採など不適切な森林伐採が森林を劣化させ、森林減少の原因を誘発していることも大きな問題となっています。

このような森林減少・劣化を抑制するためには、持続可能な森林経営を実現する必要があります。

平成4年の地球サミットにおいて、森林原則声明及びアジェンダ21が採択され、以降、世界の森林の持続可能な経営に関する国際的な議論が行われています。我が国は、これらの議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして国際的な取組を推進しています。

我が国は、持続可能な森林経営の進捗状況を客観的に把握・分析・評価するための「基準・指標」を作成・適用する取組として、欧州以外の温帯林等を対象とした「モンテリオール・プロセス」に参加しており、平成19年1月より事務局を務めるなど、積極的に取り組んでいます。

平成24年6月にリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書「我々の求める未来」では、森林からの生産物やサービスが、持続可能な開発に関する課題を解決するための手段を提供することを再確認し、「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書(NLBI)」と「第9回国連森林フォーラム(UNFF9)閣僚宣言」(平成23年2月)の早急な実施を促すことや、持続可能な森林経営の目的と実践を、経済政策と政策決定の主流に盛り込むことの重要性が強調されました。

また、平成24年12月の第67回国連総会において、全てのタイプの森林と樹木の大切さについての意識向上を図るため、毎年3月21日を国際森林デーとすることが決定されました。平成24年11月に横浜市で開催された第48回国際熱帯木材機関(ITTO)理事会は、平成23年12月に発効した「2006年の国際熱帯木材協定」の下で開催された初めての理事会となり、我が国が議長を務め、持続可能な森林経営と熱帯木材の適正な貿易の推進に向け、新しいITTO行動計画や今後の事務局運営体制など、新たなITTOの活動開始に向けた議論が行われました。

また、特に持続可能な森林経営の阻害要因の一つとなっている違法伐採については、平成10年のバーミンガム・サミット以降、国際的な議論が行われていますが、我が国では、平成18年4月から、この対策として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。)により、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とする措置を実施するとともに、地方公共団体や民間事業者等に対する普及等を行っています。

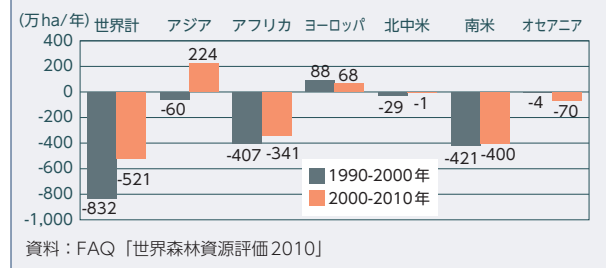
さらに、IPCC第4次評価報告書では、森林減少及び土地利用の変化に伴う人為的な温室効果ガス排出量が全体の17%を占めるとされており、地球温暖化対策の観点からも森林減少を防止することが極めて重要であるとの認識から、平成19年12月にバリで開催された国連気候変動枠組条約第13回締約国会議の機会を捉え、世界銀行による「森林炭素パートナーシップファシリティ(FCPF)」が設立されました。我が国は合計1千4百万ドルの資金拠出を行い、この活動を支援しています。

上記の取組のほか、ITTO、国連食糧農業機関(FAO)等の国際機関への拠出、JICA等を通じた協力、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金等を通じた民間団体の植林活動等への支援、等を行いました。

(12) 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)

生物多様性の保全、経済と社会の発展、学術研究支援に焦点を当てたユネスコの「人間と生物圏(MAB: Man and Biosphere)計画」に基づく生物圏保存地域(BR: Biosphere Reserves, ユネスコエコパーク※)については、平成24年7月に、パリのユネスコにおいて、我が国から推薦していた宮崎県の綾地域が新たに登

図2-5-1 世界の森林面積変化(地域別)



録されました。同地域においては、国有林野を中心に関係行政機関、自然保護団体、ボランティア団体の協働により照葉樹林の保護・復元等を行う「綾の照葉樹林プロジェクト」が実施されているほか、エコツーリズムや有機農業による地域振興など、自然と人間の共生に配慮した取組が行われています。「綾」の登録は、既に登録を受けている「志賀高原」、「白山」、「大台ヶ原・大峰山」及び「屋久島」に次いで国内5件目となりました。

※日本ユネスコ国内委員会第22回MAB計画分科会にて、生物圏保存地域の国内呼称を「ユネスコエコパーク」とするとともに、国内での普及が図られることが決定。(平成22年1月25日)

第6節 科学的基盤を強化し、政策に結びつける取組

(1) 生物多様性の総合評価

平成22年5月に公表した生物多様性総合評価 (JBO) に引き続き、国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行いました。作成した地図は、優先的に保全・再生を行うべき地域の抽出など国や地方公共団体の政策決定のための基礎資料や、生物多様性の現状を国民にわかりやすく伝えるためのツールとして活用していきます。このため、多様な主体が利用できるよう、HPで成果を公表するとともに、GISデータ等も提供できるよう準備を進めています。

(2) 自然環境調査

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査や、さまざまな生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した縮尺2万5千分の1植生図を作成しており、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。平成24年度までに、全国の約64%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜・泥浜の面積等の変化状況についても調査を実施しています。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域(湖沼及び湿原)、沿岸域(砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁)、小島嶼の各生態系について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施しており、平成24年度も引き続きモニタリングを実施しました。

(3) IPBESなど

生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)」が平成24年4月に設立され、平成25年1月にドイツ・ボンで開催された第1回総会において、総会議長を始めとするビューローメンバー及び学際的専門家パネル (MEP) のメンバー、初年度予算案等が決定されました。我が国はIPBESの創設に向けた国際的な議論に積極的に参画するとともに、暫定事務局に対し概念的枠組みの構築の検討などに対して支援を行いました。

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化などを推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク (AP-BON)」への支援を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII)」を推進しました。

(4) 研究・技術開発など

独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析」、「生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究」などの調査研究を推進するとともに、約408万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました。また、GBIF（地球規模生物多様性情報機構）の活動を支援するとともに、GBIF日本ノード（データ提供拠点）である国立科学博物館及び国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を同機構に提供しました。

第7節 東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組

1 三陸復興国立公園の創設

(1) 陸中海岸国立公園の復旧整備

陸中海岸国立公園の主要な利用拠点において、防災機能を強化しつつ、被災した公園利用施設の復旧・再整備を推進しました。岩手県宮古市では、浄土ヶ浜の海岸遊歩道の主要部を平成24年4月までに仮復旧して民間企業と地域による春の大規模観光キャンペーンから暫定供用を開始し、また宮古姉ヶ崎の沿岸部野営場の高台移転整備に着手しました。宮城県気仙沼市では、気仙沼大島の海辺の自然体験学習施設を復旧し、同年9月から団体旅行客の受入れを再開しました。

(2) 三陸復興国立公園に関する取組

東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部）を踏まえ策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」（平成24年5月7日、環境省）に基づき、三陸復興国立公園の創設、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、復興エコツーリズム、みちのく潮風トレイル、森・里・川・海のつながりの再生、持続可能な社会を担う人づくり、自然環境モニタリングといったグリーン復興プロジェクトを推進しました。

2 東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応

(1) 野生動植物への影響のモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による野生動植物への影響を把握するため、関係する研究機関とも協力しながら、植物の種子やネズミ等の試料の採取及び分析を進めました。また、関連した調査を行っている他の研究機関や学識経験者とも意見交換を行いながら、何世代にも渡る長期的な影響の把握に必要なモニタリング方法の検討や、警戒区域内での人間活動の減少による野生動植物への二次的な影響の把握方法の検討などを行いました。

(2) 東日本大震災にかかる被災ペット対応

震災発生以降、各自治体や緊急災害時動物救援本部（（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会）等で構成）等と連携して被災ペットの救護を支援してきました。

特に、福島県においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域内に多くのペットが取り残されたため、福島県と全面的に協力し、他の自治体、緊急災害時動物救援本部、（公社）日本獣医師会等の協力を得て、被災ペットの保護活動を実施するとともに、新たに動物収容施設を設置しました。また、飼

い主からの保護依頼情報を収集、整理し、平成24年9月及び12月に集中保護活動を実施しました。これまでの保護活動により、行政が警戒区域から保護した被災ペットは、犬453頭、猫541頭になります（平成25年3月31日現在）。保護した犬猫は、福島県内の動物収容施設等で飼養管理を行いながら、元の飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡を行いました。また、震災の教訓を踏まえて、災害時における被災動物の救護対策ガイドライン等を作成しました。

コラム

警戒区域内から保護した被災ペットについて

環境省及び福島県が警戒区域内から保護したペットについては、福島県動物救護本部が運営するシェルター（福島県田村郡三春町）において飼育管理されています。このシェルターは、平成23年10月に設置されました。また、保護活動が進む中、新たな飼育施設を確保するために、環境省は平成24年7月に、当該シェルターの敷地内に、新たなシェルターを増設しました。このシェルターには、避難生活を送る飼い主から預かったり、飼い主がわからないなどの犬54頭及び猫213頭（平成25年3月31日現在）が暮らしており、約10名のスタッフと専任の獣医師が常駐し、毎日、給餌・給水、掃除、散歩などを行っています。中には長期の放浪生活のため、人への警戒心が強い犬や猫もいますが、家庭に戻すためにスタッフが愛情をかけて世話をしています。

飼い主が判明しない犬及び猫については、新しい飼い主を探しています。福島県動物救護本部では、ポスター等を作成して譲渡を呼びかけたり、ウェブサイト上で、シェルターで飼育される動物たちを紹介するなどし、譲渡の努力を続けています。

（福島県動物救護本部のホームページ：<http://www.fuku-kyugo-honbu.org/>（別ウィンドウ））

シェルターで飼育される動物



写真：環境省